

平成21年11月19日
一部改正 平成22年10月13日

建設コンサルタント業務等の低入札業務における品質確保対策の試行について

中国四国農政局整備部長

建設コンサルタント業務等において、低入札が増加しており、業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されているところである。

このため、平成22年10月13日以降に入札手続きを開始するものに、建設コンサルタント業務等の低入札業務における適切な品質を確保するための対策（以下、「品質確保対策」という。）として、下記のとおり試行することとする。

記

1. 試行対象業務等

(1) 試行対象業務

建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント（土木関係のものに限る。）、測量、地質調査及び補償コンサルタントの業務を言う。以下同じ。）において、以下の1）及び2）の場合に品質確保対策を実施する。

- 1) 予定価格が1,000万円を超え、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合
- 2) 予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下で、次に示す割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合

【割合】

下記の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～D（測量の場合は、A～C）までに掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査以外の請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

| 業種区分 | A | B | C | D |
|--------------------|---------|----------------------|---------------------------|--------------------|
| 測量 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額 | — |
| 建設コンサルタント（土木関係のもの） | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 地質調査 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額 |
| 補償コンサルタント | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |

（２）契約方式

価格競争入札（総合評価落札方式を含む）に適用する。

2. 品質確保対策の内容

（１）品質確保対策の試行項目

- 1) 照査が必要な業務については、請負者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を請負者の責任において実施する。
- 2) 現地調査等の屋外業務の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐する。
また、管理技術者は作業日ごとに監督職員へ業務内容を報告するものとする。（管理技術者が事業所記録簿に記録、押印）
- 3) 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、履行状況を報告する。
- 4) 品質確保対策にかかる作業状況を撮影し、提出を義務付ける。

（２）照査を行う第三者について

- 1) 照査を行う第三者の企業に要求される資格
 - ① 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - ② 中国四国農政局において、平成21・22年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 中国四国農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、照査を行う第三者の企業は請負者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

- 親会社と子会社の関係にある
- 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

(イ) 人的関係

- 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

2) 照査を行う第三者の照査技術者に要求される資格

照査を行う第三者の照査技術者は、請負者が配置する照査技術者と同等以上の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者